

事業及び研究計画

I 方針

- (1) 研究会の組織活動を通して、体育科教育の研究、研修を深める。
- (2) 本市小学校児童の体力の向上に努める。
- (3) 各研究部・委員会・各支部の連絡を密にして、活動を高める。
- (4) オリ・パラ教育推進委員会の活動を通して、各研究部・委員会・支部にオリ・パラ教育推進の視点を加える。
- (5) 横浜市教育委員会の事業に協力する。
- (6) 会員相互の親交を深める。
- (7) 体育・スポーツ施策検討委員会では、子どもたちのスポーツ環境の充実、体力向上の取組に向けた施策の在り方を検討する。

II 研究テーマ

「自ら学びをつくり、豊かな自己実現をはかる体育科教育」

III 事業計画

1 行事

- | | | |
|-------------------------|-------------|---------|
| (1) 4月総会 | 4月27日(水) | 南公会堂 |
| (2) 第61回横浜市立小学校体育実技発表会 | 12月3日(土) | 横浜武道館 |
| (3) 第3回オリ・パラスポーツフェスティバル | 12月17日(土) | 横浜国際プール |
| (4) 年度末総会 | 令和5年3月1日(水) | 未定 |

2 研究・研修

- | | | |
|------------------------|--------------------|--------------|
| (1) 横浜市小学校教育研究大会 | | |
| (第一次大会) | 6月8日(水) | 神奈川県立青少年センター |
| (第二次大会) | 令和5年3月1日(水) | 未定 |
| (2) 体育科経営研修会 | 5月12日(木) ~ 3月1日(水) | 未定 |
| (3) 夏季体育指導法研修会 | 7月26日(火) | 保土ヶ谷スポーツセンター |
| (4) 体育科学講座 | 7月25日(月) | 西公会堂(第1会議室) |
| (5) 教育課程研究協議会(体育・保健体育) | 8月22日(月)・23日(火) | 未定 |
| (6) 横浜市学校体育研究発表会 | 令和5年1月13日(金) | 未定 |
| (7) 体育実技研修会 | 10月27日(木)・1月19日(木) | 未定 |
| (8) 専門部委員会 | | |

○編集委員会

○体育読本検討委員会

○調査統計委員会

○体育科経営検討委員会

○情報委員会

○オリ・パラ教育推進委員会

(9) 領域研究部

○体づくり運動研究部

○器械運動研究部

○ボール運動研究部

○陸上運動研究部

○水泳運動研究部

○表現運動研究部

○保健研究部

(10) 小体研企画会

① 4月20日(水)

② 5月25日(水)

③ 6月29日(水)

④ 7月20日(水)

⑤ 9月21日(水)

⑥ 10月19日(水)

⑦ 11月16日(水)

⑧ 12月21日(水)

⑨ 2月22日(水)

(11) 市研究日

○ 4月27日(水)

○ 5月11日(水)

○ 6月15日(水)

○ 7月6日(水)

○ 9月7日(水)

○ 10月5日(水)

○ 11月2日(水)

○ 12月7日(水)

* 市一斉授業研究日

○ 1月11日(水)

○ 2月8日(水)

○ 3月1日(水)

3 その他

- 体育・スポーツ施策検討委員会の開催

横浜市立小学校体育研究会規約

- 第 1 条 本会は、横浜市立小学校体育研究会と呼称し、事務局を会長校におく。
- 第 2 条 本会は、横浜市立各小学校研究部員並びに本会の趣旨に賛同するものをもって構成する。
- 第 3 条 本会は、会員の研究を通して本市小学校体育の向上発展に資すると共に会員相互の親睦をはかることを目的とする。
- 第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
(1) 研究会 (2) 講習会 (3) 各種大会 (4) 各種調査
(5) その他学校体育振興に関する事項
- 第 5 条 本会は、総会、企画部会、正副部長会、正副委員長会、支部長会、幹事会をもつことができる。
- 第 6 条 本会に、次の役員および幹事をおく。
- 1 役員、庶務・会計
- (1) 会長 1 名、副会長 3 名、庶務 4 名、会計 3 名とする。ただし、人数については必要に応じて変更することができる。
- (2) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する。
庶務は本会の会務を整理する。
会計は本会の経理を行う。
- (3) 役員は総会で選出し、任期は 1 ヶ年とする。但し、再選は妨げない。
- (4) 役員に欠損が生じた場合には、企画部会において選出し、任期は前任者の残任期間とする。
- 2 幹事
- (1) 幹事は本会の事業を分担する。
- (2) 幹事は各支部及び世話人等で推薦し、会長が委嘱する。任期は 1 ヶ年とする。
- 第 7 条 本会は会計監査を 2 名おく。
会計監査は、その年度の会計を監査する。原則として任期は 1 ヶ年とする。
- 第 8 条 総会は、年 2 回定期に開き、重要事項を議決する。
但し、必要あるときは臨時総会を開催することができる。
- 第 9 条 1 企画部会は、役員、庶務・会計、各研究部長、各専門部委員長、各行事推進委員長、各支部長及び、顧問・参与・世話人をもって構成する。
2 構成員欠席の場合は代理を認める。
3 企画部会は、会長が招集し、企画運営にあたる。
- 第 10 条 正副研究部部長会、正副委員長会、支部長会、幹事会は必要に応じ会長が招集する。

- 第 11 条 1 本会は第 4 条の事項を行うため次の研究部及び委員会、部長会、世話人会をもうける。
- 2 各研究部及び委員会に正副部長及び正副委員長をおき、役員の議を経て会長が委嘱する。
- (1) 各領域 (2) 専門委員会 (3) 行事推進委員会
(4) 支部長会 (5) 世話人会 (6) 特別委員会
- 第 12 条 本会は各区に支部を設け、区内小学校の体育振興をはかる。
- 1 正副部長は区内小学校の体育振興をはかる。
- 2 各支部は、組織を強化し活動を活発に行う。
- 第 13 条 本会は企画部会に計って顧問、参与をもうけることができる。
- 第 14 条 本会の経費は、会費及び研究会の分与金並びにその他の収入によってまかなう。
- 第 15 条 本会は、本会の趣旨目的に合致する諸団体に加盟連携を行うことができる。但し、企画部会または、総会の決議によって決定する。
- 1 本会は、神奈川県小学校体育研究会に加盟する。
- 2 本会は、必要に応じ中学校保健体育研究会と連絡会をもつ。
- 3 本会は、横浜市体育協会に加盟する。
- 第 16 条 本規約の改訂は、総会出席者の過半数による議決を経なければならない。
- 第 17 条 本会を解散する場合、会員は納付した会費について、その返還請求または分割請求をすることができない。
- 第 18 条 本規約は、昭和 60 年 4 月 24 日より実施する。
- 平成 24 年 4 月 25 日 (一部改正)
- 平成 25 年 4 月 24 日 (一部改正)
- 令和 3 年 4 月 21 日 (一部改正)